

余市町お米クーポン券

取扱店舗マニュアル

〈クーポン券の利用期間〉

令和7年8月1日(金)～令和7年12月31日(水)

【事業概要】

余市町では長引く物価高騰による家庭への経済的影響を緩和するとともに、家庭内消費が減少傾向にある主食用米の需要喚起を図るため、町独自のお米クーポン券を発行し、町内全世帯を対象に配付いたします。

- | | |
|------|---|
| 事業名 | お米購入支援事業（余市町お米クーポン券事業） |
| 対象世帯 | 令和7年7月1日時点で余市町の住民基本台帳に記載されている世帯主(全世帯) |
| 支給品 | 主食用米の購入時に 2,000円分 の割引を受けることができるクーポン券 |
| 配付数 | 1世帯1枚(配付予定世帯総数 約9,500世帯) |
| 配付日 | 令和7年7月中旬～(郵送により対象世帯へ配付) |

1 クーポン券の見本



表

「余市町お米クーポン券」のご利用について	
1. このクーポン券は「余市町お米クーポン券取扱店」証が掲示されているお店でご利用いただけます。	
2. このクーポン券は主食用米を含むお会計にのみご利用できます。	
3. このクーポン券のご利用にあたって以下のご注意ください。	
(1) このクーポン券の割引額は主食用米の代金にのみ適用され、最大2,000円を上限とします。主食用米の商品代金が2,000円を下回る場合、当該商品代金が上限となり、お釣りはありません。	
(2) このクーポン券の盗難、紛失等に対し、発行者はその責を負いません。	
(3) このクーポン券に発行者印・番号のないものは無効です。	
4. クーポン券の割引相当額は余市町が使用者に支給する助成金に相当します。割引の適用を受ける方は、本助成金の支給申請を取扱店舗に対して委任することに同意し、使用者姓名記載欄に姓名を記載してください。	
使用者姓名記載欄	取扱店舗使用欄

裏

2 取扱店舗証について



取扱店舗参加申出書を提出し、登録された事業者に対して取扱店舗証をお渡しします。

取扱店舗証は利用期間終了まで間、レジや店頭など店のわかりやすい場所へ掲示願います。

3 クーポン券の利用～換金まで

1 お会計(支払い額の提示)

2 お客様(消費者)がクーポン券利用の意思表示

- ・クーポン券は**主食用米の購入にのみ**利用することができます。
対象商品を含まない会計には利用することができないためご注意願います。

【主食用米】 精米 玄米 包装米飯(ご飯パック)を指します。(詳しくは**Q&A**をご確認ください)

- ・クーポン券は利用する方が氏名を記載する仕様となっております。
クーポン券に**利用者の氏名が記載されているか**必ずご確認ください。
氏名の記載がないクーポン券を利用する意思表示がされた場合、その場で記載をいただくか、記載いただけない場合は取扱いができないことをお伝えください。
- ・クーポン券の**お釣りはできません**。

3 お客様からクーポン券を受領

- ・お会計にクーポン券の割引を適用したのち、クーポン券に店舗印を押印願います。

「余市町お米クーポン券」のご利用について

- このクーポン券は「余市町お米クーポン券取扱店」証が掲示されているお店でご利用いただけます。
- このクーポン券は主食用米を含むお会計にのみご利用できます。
- このクーポン券のご利用にあたって以下のことにご注意ください。
(1)このクーポン券の割引額は主食用米の代金にのみ適用され、割引額2,000円を上限とします。主食用米の商品代金が2,000円を下回る場合、当該商品代金が上限となり、お釣りはできません。
(2)このクーポン券の盗難、紛失等に対し、発行者はその責を負いません。
(3)このクーポン券に発行者印・番号のないものは無効です。
- クーポン券の割引相当額は余市町が使用者に支給する助成金に該当します。割引の適用を受ける方は、本助成金の支給申請を取扱店舗に対して委任することに同意し、使用者姓名記載欄に姓名を記載してください。

使用者姓名記載欄

余市 米太郎

利用者が氏名を記載

取扱店舗使用欄

余市 商店

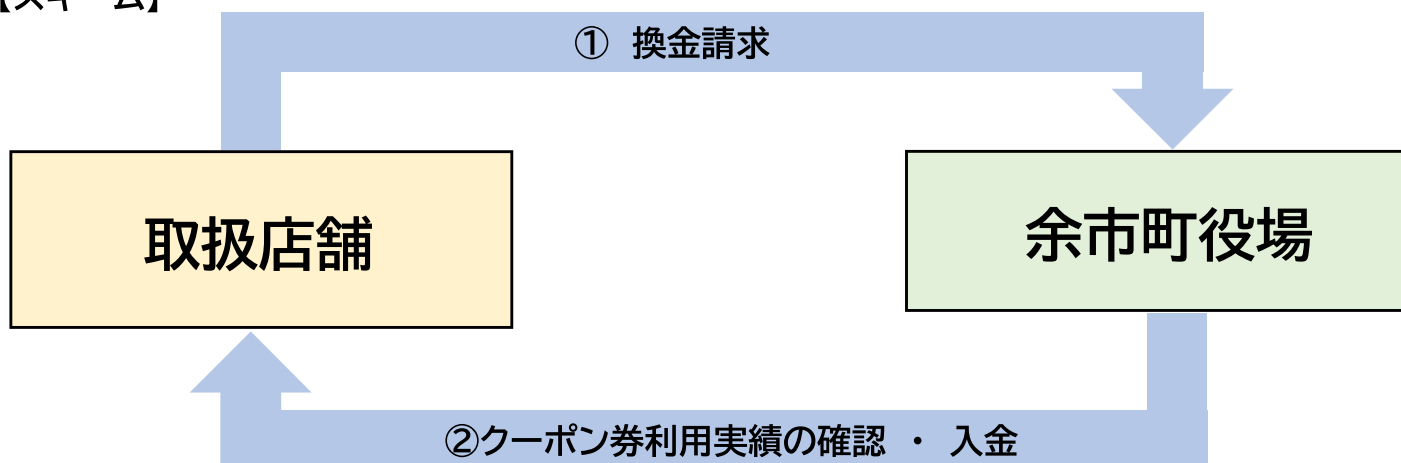
取扱店舗印を押印してください

4 クーポン券の換金

- ・クーポン券の換金は換金請求書に必要事項を記載のうえ、利用者より受け取ったクーポン券と合わせて余市町総合政策部政策推進課へご提出願います。
- ・町では、受領したクーポン券の枚数を確認して当該代金をお支払いいたします。ついては、クーポン券の枚数以上に誤って割引を行った場合や割引適用後にクーポン券を紛失された場合などの差額分については対応しかねるためご注意願います。

4 クーポン券の換金について

【スキーム】



・換金は町HPに掲載の換金請求書に必要事項を記載のうえ、**換金するクーポン券と併せて**余市町総合政策部政策推進課へご提出ください。

【換金請求書提出先】

〒046-8546 余市町朝日町26番地
余市町役場2階3番窓口 政策推進課政策グループ
営業時間:平日8:45～17:15
TEL 21-2117(直通)

【換金請求書様式】

余市町お米クーポン換金請求書 (お米購入支援助成金申請書)		
令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日		
余市町長 様		
換金請求者	事業者名	_____
	代表者	_____
	(登録店舗名)	_____
	発行責任者氏名	_____
	担当者氏名	_____
	電話番号	_____
下記について請求します。		
件名:余市町お米クーポン券換金代金		
請求金額:	0 円	
【内訳】		
クーポン券枚数	単価	金額
_____ 枚	2,000 円	_____ 0 円
【振込先口座】		
銀行名	_____	
本店・支店名	_____	
口座種別	_____	
口座番号	_____	
口座名義人	_____	

・換金請求書は町HPに掲載しておりますので、各自ダウンロードしてご使用ください。

余市町HP

<https://www.town.yoichi.hokkaido.jp/oshirase/20252025-0612-1456-11.html>



【記載必要事項】

- ① 換金請求日
- ② 換金請求者情報
 - ・事業者名 ・代表者名
 - ・登録店舗名 ・発行責任者氏名
 - ・担当者氏名 ・連絡先(電話番号)
- ③ 換金内容(クーポン券枚数・請求金額)
- ④ 振込先口座情報

詳しくは町HPをご確認ください。

【換金スケジュール】

換金請求書提出日	入金日
～令和7年8月13日(水)	令和7年8月22日(金)
～令和7年8月27日(水)	令和7年9月 5日(金)
～令和7年9月 9日(火)	令和7年9月 19日(金)
～令和7年9月24日(水)	令和7年10月 3日(金)
～令和7年10月7日(火)	令和7年10月17日(金)
～令和7年10月22日(水)	令和7年10月 31日(金)
～令和7年11月5日(水)	令和7年11月 14日(金)
～令和7年11月18日(火)	令和7年11月 28日(金)
～令和7年12月3日(水)	令和7年12月12日(金)
～令和7年12月17日(水)	令和7年12月26日(金)
～令和8年1月14日(水)	令和8年1月23日(金)
～令和8年1月28日(水)	令和8年2月6日(金)

※入金額に異義がある場合、令和8年2月13日(金)まで受付します。以降、入金額に関する異議・申し立てはお受付いたしませんので、入金ごとにご確認願います。

5 クーポン券の利用にあたっての注意事項

- ・利用期間【令和7年8月1日(金)～令和7年12月31日(水)】を過ぎた場合、クーポン券は利用できません。
- ・クーポン券が偽造・複製されたものでないか確認してください。
- ・クーポン券は主食用米の購入を含む会計にのみ適用ができます。現金との交換や売買はできません。また、割引は主食用米の購入価格及び2,000円が上限となります。会計のうち、主食用米の価格が2,000円を下回る場合は、主食用米の販売価格が上限金額となります。
- ・クーポン券は釣り銭ができません。
- ・主食用米以外へクーポン券を適用が発覚した場合は、取扱店舗登録の抹消、換金の拒否等の対応がされる可能性があります。
- ・取扱店舗独自にクーポン券適用可能商品の条件を設ける場合は、店頭・店内にその旨を明示してください。
- ・クーポン券を適用した主食用米の不良における商品交換等はできますが、返金は不可となります。

6 その他

- ・取扱店舗向け説明会などは実施いたしません。
- 添付のQ&Aをご確認いただきますようお願いいたします。
- また、ご不明点がございましたら、**総合政策部政策推進課まで**お気軽にお問合せください。

余市町お米クーポン券

Q&A

Q1

主食用米の精米・玄米・包装米飯(ご飯パック)を詳しく教えてください。

A1

一般に流通する食用の精米・玄米・包装米飯(ご飯パック)を指します。主食用米を原料とする惣菜や酒類などは割引対象外となります。

【対象外の例】

- ・お弁当(炊飯された主食用米のみの惣菜製品含む)
- ・飲食店において提供される主食用米および主食用米を含む飲食
- ・餅、煎餅等の主食用米を原料とした加工品
- ・日本酒(みりん含む)
- ・もち麦・主食用米に麦等の穀物をブレンドした製品(雑穀米等)

Q2

主食用米を含むお会計で主食用米の代金がクーポン券の割引額を下回る場合、割引額はどのように取り扱えばいいですか。

A2

クーポン券は主食用米の購入金額にのみ適用となります。主食用米の代金がクーポン券の割引額を下回る場合、主食用米の代金のみ割引を適用願います。会計のオペレーション上、当該対応が困難な場合は、クーポン券の取扱いを開始する前に町担当へお問合せ願います。

Q3

クーポン券に記載する氏名(クーポン券の使用者)は世帯主の氏名である必要がありますか。

A3

クーポン券に記載する氏名は世帯主の氏名である必要はありません。
世帯を同一とする構成員のほか、交付された世帯の代理者がクーポンを利用される場合が想定されます。ただし、譲渡や転売は禁止となっております。
また、クーポン券は世帯ごとに附番されております。町では換金で提出されたクーポン券番号の確認及び記録を行い、複製や二重の使用を防止します。

Q4

備蓄米の購入に対してクーポン券の利用はできますか。

A4

主食用米であれば、備蓄米でもクーポン券を利用できます。

Q5

クーポン券を複数枚使用する旨を意思表示された場合は、どのように取り扱えばいいですか。

A5

一度の会計で複数枚のクーポン使用をすることは可能です。(生計は同一としているが、世帯が異なる場合に、配付された世帯の代理で使用する等)ただし、クーポン券は1世帯に1枚しか配付していないため、明らかに複製や偽造が疑われる場合は、直ちに余市町へご連絡願います。

Q6

使用されたクーポン券の裏面に押す店舗印の代わりに手書きで店舗名を記載してもいいですか。

A6

登録した店舗名が特定できる内容であれば押印ではなく、手書きで店舗名を記載しても問題ありません。

ただし、記載する内容はレジ担当者や会計担当者ごとに記載事項が変わらないよう、統一して登録した店舗名を記載するようにしてください。

Q7

使用されたクーポン券に店舗独自の処理記録として、レジ担当者の認印やサインの記載などをしてもいいですか

A7

利用者氏名記載欄に支障のない箇所であれば問題ありません。

Q8

換金請求書は持参する必要がありますか

A8

簡易書留等の配達記録が残る方法であれば郵送での提出でも問題ございません。

ただし、担当窓口に到着した日を換金請求書提出日として扱い、入金手続きを行いますのでご承知おき願います。

Q9

換金は換金スケジュールの最終日にまとめて換金してもいいですか。

A9

換金のタイミングや回数に規制はございません。取扱店舗のご都合に応じて換金請求をお願いいたします。

Q10

換金請求書に代表者印の押印は必要ですか。

A10

換金請求書には事業者名、代表者名のほかに発行責任者名および会計の担当者名の記載がある場合、押印不要となります。詳しくは換金請求書を掲載している町HPをご確認ください。